

改正

平成18年3月27日告示第65号

平成23年3月28日告示第46号

平成26年2月7日告示第23号

平成26年6月30日告示第145号

平成29年8月18日告示第216号

平成30年9月21日告示第223号

令和2年3月17日告示第68号

令和4年2月14日告示第23号

令和4年3月30日告示第63号

日高市契約事務要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 一般競争入札（第4条—第21条）

第3章 指名競争入札（第22条・第23条）

第4章 随意契約（第24条・第25条）

第5章 契約の締結（第26条）

第6章 長期継続契約（第27条）

第7章 雑則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、日高市契約規則（昭和39年規則第2号。以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- （2） 設計図書 入札に付する事項に係る仕様書及び図面をいう。

- (3) 制限付一般競争入札 令第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき参加する者につき必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(公共工事の発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条及び第6条の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項の公表は、閲覧簿を市長が指定した場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 第1項に規定する方法による公表のほか、必要に応じ、インターネットの利用その他適切な方法により同項に規定する事項に係る情報を公表するものとする。

第2章 一般競争入札

(一般競争入札における入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる者については、規則第3条及び日高市建設工事等の競争入札参加資格等に関する規則（平成7年規則第16号）第2条に定めるもののほか、次に掲げる者とする。

- (1) 日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第126号）に基づく指名停止期間中でない者
- (2) 日高市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第89号）に基づく指名除外期間中でない者
- (3) 規則第5条の規定により公告した入札に参加できる者に該当する者

(一般競争入札の公告等)

第5条 規則第4条に規定する公告の方法は、日高市公告式条例（昭和30年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法とする。

- 2 前項に規定する方法による公告のほか、必要に応じ、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により規則第5条に規定する事項に係る情報を公表するものとする。

(一般競争入札の公告事項)

第6条 規則第5条第7号に規定する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 次に掲げる入札手続に関する事項
- ア 入札説明書、入札参加申込書等の配布期間、場所及び方法
- イ 入札参加申込書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

ウ 入札の方法及び入札書提出期限

(2) 最低制限価格に関する事項

(3) 前金払及び部分払に関する事項

(4) 契約不適合に関する事項

(5) 予定価格に関する事項(予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負において、市長が必要と認めた場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める事項

(一般競争入札における入札前の情報の公表)

第7条 市長は、一般競争入札の執行の前において、財産の売払いに係る入札の場合を除き、次に掲げる情報を公表するものとする。

(1) 入札年月日

(2) 入札に付する業務の名称

(3) 入札に付する業務の実施場所

(4) 予定価格(予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負において、市長が必要と認めた場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により、当該年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

(一般競争入札における説明会の開催)

第8条 市長は、一般競争入札に付する場合において、必要に応じ、現場等において説明会を開催するものとする。

(一般競争入札の参加申込みの手続等)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書により所定の期日までに市長に申込みをしなければならない。ただし、電磁的方法(市長の使用に係る電子計算機と一般競争入札参加申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により一般競争入札の参加の申込みを行う場合は、市長が別に定めるところにより、当該申込書に代えて、申込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

2 前項の申込書を提出するときは、入札参加資格要件を有することを証する書類を添付しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による申込みを行う場合において、当該書類の添付を

電磁的方法により行うことができる場合は、同項ただし書の規定を準用する。

- 3 市長は、第1項に規定する申込みがあったときは、入札参加資格要件の有無を審査し、一般競争入札参加資格審査結果通知書によりその結果を通知するものとする。ただし、電磁的方法により当該結果の通知を行う場合は、市長が別に定めるところにより、当該通知書に代えて、通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を一般競争入札参加申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

(一般競争入札における設計図書の閲覧等)

第10条 市長は、設計図書について、閲覧、貸出し又は配布を行うものとする。

- 2 設計図書の閲覧、貸出し又は配布を受けようとする者は、その旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。

(一般競争入札の入札執行者)

第11条 入札執行者は、契約に関する事務を主管する課の長（財産の売払いの場合にあっては、当該事務を主管する課の長）又は当該課の長が指定した者とする。

(一般競争入札における誓約書の提出)

第12条 入札執行者は、入札の公正な執行を妨げ、若しくは公正な価格の成立を害する行為又は不正の利益を得るための行為を防止するため、必要があると認めるときは、当該入札参加者から誓約書を提出させることができる。

(一般競争入札における入札金額見積内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、市長が必要と認めるときは、入札金額見積内訳書を提出しなければならない。ただし、入札金額見積内訳書の提出に代え、市長が別に定めるところにより、電磁的方法により入札金額の見積の内訳を提出することができる。

(一般競争入札における入札の執行)

第14条 入札執行者は、あらかじめ定めた時刻に、当該入札参加者を確認の上、入札を開始しなければならない。

- 2 入札執行者は、入札参加者の連合、妨害又は不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者の入札への参加を排除し、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(一般競争入札の再度の入札)

第15条 令第167条の8第4項に規定する再度の入札（以下「再度の入札」という。）の回数は、1回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、再度の入札の回数を2回とすること

ができる。

- 2 再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上の価格で入札をした者）に限る。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定方法）

第16条 令第167条の9に規定するくじによる落札者の決定は、当該入札者が落札者を定めるくじを引く順序を決めるくじを引き、その結果により落札者を定めるくじを引く方法により行うものとする。

（一般競争入札における入札不調時の取扱い）

第17条 一般競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、当該入札を打ち切り、原則として更に入札に付するものとし、当該入札において入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約によるものとする。

- 2 令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとし、見積額が同価となった場合には、くじにより契約の相手方を決定するものとする。この場合においては、令第167条の9及び前条の規定を準用する。

（制限付一般競争入札において入札者が1人の場合の取扱い）

第18条 制限付一般競争入札において入札者が1人であるときは、当該入札を打ち切り、原則として更に入札に付するものとする。

- 2 前項の規定により更に入札に付する回数は、1回を限度とする。

（一般競争入札の落札通知等）

第19条 規則第17条の規定による通知には、契約書案、契約約款、設計図書その他の契約に必要な書類を添付するものとする。

- 2 落札者を決定したときは、財産の売払いに係る入札の場合を除き、当該入札者に対し、口頭又は文書により落札者の氏名及び落札金額を通知するものとする。

（一般競争入札における契約不調時の取扱い）

第20条 一般競争入札に付し、落札者が契約を締結しないときの取扱いについては、第17条の規定を準用する。

（一般競争入札における入札後の情報の公表）

第21条 市長は、公共工事以外の契約（財産の売払いを除く。）について一般競争入札に付したときは、落札者（令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の場合にあっては、その相手方）が決定し、又は当該契約を締結した後、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第

8 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 7 条の規定に準じ、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表するものとする。

2 市長は、予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負に係る一般競争入札において、必要と認めた場合は、前項に規定する事項のほか、一般競争入札の執行後に予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。

3 前 2 項の規定による公表は、閲覧簿を市長が指定した場所において閲覧に供することにより行うものとする。

4 前項の規定による公表は、当該年度の翌年度の 3 月 31 日まで行うものとする。

5 第 3 項に規定する方法による公表のほか、必要に応じ、インターネットの利用その他適切な方法により第 1 項及び第 2 項に規定する情報を公表するものとする。

第 3 章 指名競争入札

(指名競争入札参加者への予定価格の通知)

第22条 市長は、予定価格が130万円以上の工事又は製造の請負に係る指名競争入札において、必要と認めた場合は、規則第20条の規定による通知に併せて当該予定価格を明示するものとする。

(指名競争入札における一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第10条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第 4 条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第 7 条第 1 項中「一般競争入札の執行の前において、財産の売払いに係る入札の場合を除き」とあるのは「公共工事の指名競争入札の執行の前において」と、第15条第 1 項中「令第167条の 8 第 4 項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の 8 第 4 項」と、第16条及び第17条第 2 項中「令第167条の 9」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の 9」と、第 19 条中「規則第17条」とあるのは「規則第21条において準用する規則第17条」と読み替えるものとする。

第 4 章 随意契約

(随意契約の事前審査)

第24条 令第167条の 2 第 1 項の規定により随意契約を締結しようとする場合であって、規則第24条第 2 項ただし書の規定により 1 者のみから見積書を徴して、契約金額が500万円以上の契約を締結しようとするときは、規則第26条に基づき、あらかじめ別に定める委員会に諮らなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 令第167条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結するとき。

(2) 災害時において緊急の必要があると認められるとき。

2 前項の「契約金額」とは、長期継続契約については当該契約期間中の契約金額の総額を、単価契約については当該契約期間中の支払見込金額の総額をいう。

(随意契約の相手方の制限)

第25条 次に掲げる者は、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、第1号に掲げる者に限り、随意契約の相手方とすることができる。

(1) 日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者

(2) 日高市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外期間中の者

第5章 契約の締結

(市議会の議決を要する契約)

第26条 市議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに本契約として認められる特約を含む仮契約を締結するものとする。

第6章 長期継続契約

(長期継続契約に係る契約書の記載事項)

第27条 長期継続契約に係る契約書には、歳入歳出予算の削減があった場合には契約を解除する旨の条件付解除条項を明記するものとする。

第7章 雑則

(下請負等の制限)

第28条 市長は、第25条各号に掲げる者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(様式)

第29条 別表の左欄に掲げる文書の標準となる様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによる。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(日高市建設工事等制限付一般競争入札実施要領の廃止)

2 日高市建設工事等制限付一般競争入札実施要領（平成7年告示第127号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月27日告示第65号）

この告示は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月28日告示第46号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日告示第145号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年8月18日告示第216号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日告示第223号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第68号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日告示第23号）

この告示は、令和4年2月14日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第63号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第29条関係）

1 予定価格書（規則第11条第1項の予定価格書）	様式第1号
2 入札（被指名業者）表、指名理由書（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項第3号に規定する公表事項）	様式第2号
3 一般競争入札参加申込書、同種の工事の施工実績、監理技術者等の資格及び工事履歴書（第9条第1項の一般競争入札参加申込書）	様式第3号
4 一般競争入札参加資格審査結果通知書（第9条第3項の一般競争入札参加資格審査結果通知書）	様式第4号
5 入札書（規則第15条第1項の入札書）	様式第5号
6 入札指名について（通知）（令第167条の12第2項の規定による通知）	様式第6号
7 委任状（規則15条第2項の委任状）	様式第7号
8 誓約書（第12条の誓約書）	様式第8号
9 入札金額見積内訳書（第13条の入札金額見積内訳書）	様式第9号

10	見積書（規則第24条第1項、第17条第2項の見積書）	様式第10号
11	落札者の決定及び契約の締結について（通知）（規則第17条の規定による通知）	様式第11号
12	契約締結について（報告）（規則第25条の規定による報告）	様式第12号
13	建設工事請負契約書、業務委託契約書、物品購入契約書、印刷製本請負契約書（規則第28条第1項の契約書、第19条第1項の契約書案）	様式第13号
14	入札（見積）経過及び結果表、契約の内容（第21条第3項の閲覧簿）	様式第14号